

身に覚えのない架空請求ハガキにご用心！

～あわてない、決して連絡しない、無視しよう～

ハガキ等による不当架空請求に関して、当センターには、平成16年度中に約1万7千件もの相談が寄せられており、今年度は減少傾向にはあるものの、なお一日に100件を超える日もあります。

最近の架空請求ハガキには、**公的機関を装って、料金未納の件で訴訟を起こされていると説明し、その取り下げについて相談に応じるとして、至急、連絡するよう迫るもの**が多く見られます。

このようなハガキが来ると、身に覚えはなくても「このまま放っておいていいのだろうか」と不安に感じ、とりあえず連絡したい気持ちになるものですが、相手はそれを待っているのです。**連絡したことにより、脅迫されたり、個人情報を引き出されたりしてしまいます**ので、決して連絡はせず、無視しましょう。ご心配の場合は、消費生活センターにご相談ください。

<最近の架空請求ハガキの例>

民事訴訟最終通告書

訴訟番号 平成17(□)第〇〇〇〇号

この度、ご通知致しましたのは、貴方の納付されていない**消費料金**について契約会社、運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通知致します。

以降、下に設けられた訴訟取り下げ最終期日を経て裁判所からの**特別送達**による通達を行い、裁判手続きを開始させていただきます。このままご連絡なき場合には原告側の主張が全面的に受理承諾され裁判後の措置として、裁判所による「**執行証書の交付**」のもとに給料差し押さえ及び、動産物、不動産の差し押さえを裁判所執行官の立ち会いのもと強制的に履行させていただきますので、ご了承下さい。

訴訟内容及び、訴訟取り下げ等のご相談に関しましては受付時間内にて受け賜っておりますので局員までお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして**最終通告**とさせていただきます。

訴訟取り下げ最終期日 **平成17年12月〇〇日**

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町〇-〇-〇〇

法務局認定法人 **民事訴訟〇〇管理機構**

0120-049-〇〇〇 (管理課)

電話受付時間 9:00~18:00
(土・日・祝日を除く)

- 初めての請求でも「〇〇〇最終通告書」と題して、受取人を慌てさせる。
- 「訴訟番号〇〇〇」と、正式な手続きを踏んだものであるかのように見せかける。
- 「消費料金」と、何についての請求かを特定しない。
- 「このままご連絡なき場合には…差し押さえ…強制的に履行…」と、脅迫的な文言で不安をあおる。
- 「訴訟取り下げ等のご相談に関しましては…局員までお問い合わせ下さい」「御本人様から御連絡を頂きますよう…」と、本人から連絡させようとする。
- 「最終通告とさせていただきます」「訴訟取り下げ最終期日〇〇〇」と、間近な期日を示して冷静に考える余裕を与えない。
- 「法務局認定法人〇〇〇」と、公的機関を装った名称を使う。

